

平成26年4月1日から 共済給付事業の制度が変わります

■「すべての死亡」保障が「疾病による死亡」保障に変更になります。

現在、センターの実施している共済給付事業の「死亡弔慰金・見舞金給付金」については、一般財団法人全国勤労者福祉・共済振興協会（東京都渋谷区代々木2-11-17 略称：全労済協会）と共済契約を締結し、給付を行っていますが、平成26年4月1日より、この共済契約を認可特定保険業として保険契約へ移行することとなりました。会員は当該保険の被保険者（※1）となり、保険金支払の各条件等については、当該保険の普通保険約款および特約条項の規定によることとなります。

これに伴い、当センターは、会員本人の死亡保障を従来の「すべての死亡」から「疾病による死亡」（自殺・自然死・老衰等は対象外）へと変更することといたします。

会員の皆様には、ご理解いただけますようお願い申し上げます。

（※1）会員本人以外の死亡については、センターが被保険者となり、会員は支払い対象者となります。

この移行により、給付される際の基準が以下のように変更となります。

【従来の「すべての死亡」】

亡くなられた事実をもって、給付を行います。

ただし、加入から1年以内の自殺による死亡は給付対象外となります。



【疾病による死亡】

疾病を原因として亡くなられた場合に給付を行います。

原因を疾病に限定することとなりますので、期間に関わらず、自殺や自然死（老衰）等による死亡は対象外となります。

■「疾病による死亡」への移行にあたって

新制度においては、従来の「すべての死亡」に加えて「疾病による死亡」が新設されました。新制度移行にあたっては、サービスセンターごとに「すべての死亡」か「疾病による死亡」を任意に選択し移行することとしておりますが、当サービスセンターでは、「疾病による死亡」を選択することに決定いたしました。

保険法の規定により、「すべての死亡（他人の生命に係る保険契約）」を継続するためには、会員（被保険者）全員からの同意の取得が必要になること、給付の対象外となる部分が「すべての死亡」に比べて大きくなるものの、ほぼ同程度の保障が得られることから、当サービスセンターとしては、「すべての死亡」ではなく、「疾病による死亡」を選択、移行していくことを理事会において決定しました。

会員の皆様におかれましては、ご理解のほどお願いいたします。

<保険法>

（被保険者の同意）

第三十八条 生命保険契約の当事者以外の者を被保険者とする死亡保険契約（保険者が被保険者の死亡に関し保険給付を行うことを約する生命保険契約をいう。）は、当該被保険者の同意がなければ、その効力を生じない。

慶弔給付事業 各種取り扱い変更のご案内

■ 保障内容の変更箇所 ※ 色つき部分が、保障項目または給付額が変更となります。

【現行制度】

【平成26年4月1日から】

共済事由		給付金額		
祝金	成人 会員が満20歳になった時	8,000円		
	結婚 会員が結婚（法律上の婚姻）した時	20,000円		
	出生 会員と配偶者との間に子が生まれた時	10,000円		
	還暦 会員が満60歳になった時	10,000円		
	就学	会員の子が小学校に入学した時	8,000円	
		会員の子が中学校に入学した時	8,000円	
	卒業	会員の子が中学校を卒業した時	8,000円	
		銀婚 会員が結婚して25年を迎えた時	10,000円	
	金婚 会員が結婚して50年を迎えた時	20,000円		
	永年会員	センターの会員となって10年を迎えた時	7,000円	
センターの会員となって15年を迎えた時		10,000円		
死亡弔慰金	70歳以下の会員	交通事故	900,000円	
		不慮の事故	500,000円	
		その他	300,000円	
	71歳以上の会員	交通事故	750,000円	
		不慮の事故	350,000円	
		その他	150,000円	
	会員の配偶者（内縁を含む）が亡くなった時		50,000円	
	会員の子が亡くなった時		10,000円	
	会員の親（実・義・継父母）が亡くなった時		5,000円	
	会員と同居の親族が住宅災害により亡くなった時 ※同居の親族一人当たり		10,000円	
重度障害・障害見舞金	70歳以下の会員	交通事故	900,000～24,000円	
		不慮の事故	500,000～8,000円	
		その他	300,000円	
	71歳以上の会員	交通事故	750,000～24,000円	
		不慮の事故	350,000～8,000円	
		その他	150,000円	
	傷病休業見舞金	【休業】 ※会員が傷病により連続して休業した場合（営業日/休業日に関わらず）	14日以上～30日未満	5,000円
			30日以上～60日未満	10,000円
			60日以上～90日未満	15,000円
			90日以上～120日未満	20,000円
120日以上			25,000円	
住宅災害見舞金	【火災等】 建物・家財の損害程度	全焼・全壊（70%以上）	200,000円	
		半焼・半壊（20～70%未満）	180,000円以内	
		一部焼・一部損壊（20%未満）	60,000円以内	
	【自然災害】 建物の損害程度	全壊流失	60,000円	
		半壊	30,000円	
		一部損壊	6,000円以内	
		床上浸水	30,000円以内	

共済事由		給付金額	
祝金	成人 会員が満20歳になった時	8,000円	
	結婚 会員が結婚（法律上の婚姻）した時	20,000円	
	出生 会員と配偶者との間に子が生まれた時	10,000円	
	還暦 会員が満60歳になった時	10,000円	
	就学	会員の子が小学校に入学した時	8,000円
		会員の子が中学校に入学した時	8,000円
	卒業	会員の子が中学校を卒業した時	8,000円
		銀婚 会員が結婚して25年を迎えた時	10,000円
	金婚 会員が結婚して50年を迎えた時	20,000円	
	永年会員	センターの会員となって10年を迎えた時	7,000円
センターの会員となって15年を迎えた時		10,000円	
死亡保険金	交通事故	会員が交通事故により亡くなった時	900,000円
		不慮の事故	500,000円
	疾病による死亡（※1）	70歳以下の会員	300,000円
		71歳以上の会員	150,000円
	会員の配偶者（内縁を含む）が亡くなった時	50,000円	
会員の子が亡くなった時	10,000円		
死亡弔慰金	会員の親（実・義・継父母）が亡くなった時		5,000円
	会員と同居の親族が住宅災害により亡くなった時 ※同居の親族一人当たり		10,000円
	交通事故	会員が交通事故により重度障害又は障害を負った時	900,000～36,000円
		不慮の事故	500,000～20,000円
	疾病による重度障害 ※重度障害のみ	70歳以下の会員	300,000円
	71歳以上の会員	150,000円	
傷病休業保険金	【休業】 ※会員が傷病により連続して休業した場合（営業日/休業日に関わらず）	14日以上～30日未満	5,000円
		30日以上～60日未満	10,000円
		60日以上～90日未満	15,000円
		90日以上～120日未満	20,000円
		120日以上	25,000円
住宅災害保険金	【火災等】 建物・家財の損害程度	50%以上	200,000円
		30%以上～50%未満	140,000円
		20%以上～30%未満	100,000円
		20%未満	40,000円
	【自然災害】 建物の損害程度	70%以上	60,000円
		20%以上～70%未満	30,000円
		20%未満	6,000円
床上浸水（損害程度に関わらず）		12,000円	

※祝金は、サービスセンターの独自給付です。

■ 保障内容以外の変更点について

請求手続きなどについては、従来どおり、当サービスセンターにて受付し、全労済協会へ請求します。給付金については、全労済協会から当サービスセンターへ支払われたのち、各会員の事業所指定口座へお支払いします。

また、保険契約への切り替えに伴い、請求時に必要な書類や押印の必要な書類など、従来から若干変更となっている場合があります。（傷病休業保険金について請求書が、従来から大きく変更しています。）

必要書類等のご提出にあたっては、全労済協会の普通保険約款および特約条項、保険金支払いの手引き等に基づき手続きを行うこととなりますので、事業所・会員の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。